

## 令和元年6月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年6月20日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名人指名
4. 議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. その他

次回開催 7月23日(火) 13時30分～

現地調査 同日 9時～

農業相談 同日 10時～

6. 閉会

令和元年6月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年6月20日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員, 5 松本健委員,  
6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員, 9 堀家重孝委員,  
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,  
13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 我部山 美治
8. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議 事  
局 長

ただいまより令和元年6月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。連日暑い日が続いている中で農作業されていることと思います。このあたりは、梅雨に入っておらず、田植え時期で、水の心配をしなくてはなりません。体調には十分気をつけてもらいたと思います。

それでは早速始めたいと思います。よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和元年6月の農業委員会定例会を進めていきたいと思ます。

まず、本日の議事録署名人には、第2番の川田委員さんと第4番の三原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします

局 長

説明に入ります前に、先日郵送いたしました議案の一部に誤りと添付されていない書類がありましたので、お手数をおかけいたしますが差し替えをお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の○ページで、○件の案件でございます。

まず、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

本件は譲受人の要望により、所有権移転の許可を願い出るものであります。譲受人は、自作地と借入地を併せて4反程度耕作しており、経営規模拡大を考えていたところ、譲渡人と今般売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は○○町○○○○○○○○番○、田、○○○㎡、について、所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人の自宅に接していることから、耕作に便利であります。また譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は4反を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことでもあります。

次に番号2ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

本本件の譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、労力不足により経営規模縮小を考えておられます。一方譲受人の○○氏におかれましては、経営規模拡大を考えていたところ、農地の処分を考えている譲渡人と売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町〇〇〇〇番，〇，〇〇〇㎡，同所〇〇〇番〇，〇，〇〇㎡，同所〇〇〇番〇，〇，〇〇㎡の合計3筆，〇〇〇㎡であります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，本市内での総経営農地が本申請地を加え，4反を超えることなどから，下限面積要件を満たしており，特に問題はないと考えます。なお，申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号3ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は相続により〇〇〇〇年に本申請地を取得しておりますが，労力不足により農業廃止を考えておられます。一方譲受人の〇〇氏は，本市内で1町6反程度の農地を耕作しております。本申請地は自宅から車で10分程度の距離で，譲受人の〇〇氏にとっては通作の便が良いこともあり，農地の処分を希望する譲渡人と売買の話がまとまったため，今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇〇町〇〇〇〇〇〇〇番〇，〇，〇〇〇〇㎡について，所有権移転売買を行うものであります。譲受人が本市内で耕作している経営農地の面積は〇〇〇〇を超えていることなどから，下限面積要件を満たしており，特に問題はないと考えます。なお，申請地には野菜を栽培するとのことであります。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，農地法第3条第1項の規定による案件につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

会 長

ないようですので，お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第1号，農地

法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の○ページで、1件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、○○○○様、○○○○様、譲受人、○○○○○  
○○○○○○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人の○○氏は、近隣の農家の方に耕作をお願いしておりましたが、機会があれば農地を処分することを検討しておりました。また○○氏におかれまして、所有地のうち申請地が自宅から遠く、耕作に不便であったところ、共同住宅の家賃収入を得ることを計画していた、譲受人との間で所有権移転売買の話がまとまり、農地の転用申請に及んだものであります。

譲受人である○○氏は、主たる事務所を○○○に置き、○○○○年に会社を設立し、主に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を営んでいる法人の代表取締役であります。

本申請は、○○○町○○○○○○番、登記地目及び現況地目が○、○○  
㎡、同所○○○番○、登記地目は○○、現況地目が○、○○○○㎡、同所  
○○○番○、登記地目は○○、現況地目が○、○○㎡、同所○○○番、登  
記地目及び現況地目が○、○○○㎡の合計4筆、○○○○㎡に、2階建て  
長屋住宅2棟、16戸、建築面積の合計が475.91㎡と、駐輪場、並びに21  
台分の駐車場用地を設けることを目的とするものであります。

本申請地2筆の西側は、下水道が埋設されている市道に面しており、都市計画法において第1種住居地域に指定されている第3種農地で、立地基準に問題もなく、今後の入居者が見込めることなどから、特に問題は無いと考えます。

次に番号2ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、有限会社○○代表取締役○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は本申請地を○○○○年に相続により取得しております。一方、譲受人の有限会社○○は、市内に事業所を置き、土木建築工事を行

っている〇〇〇〇年に設立された会社ですが、公共事業の受託が増えてきたことから、それに伴う花崗土置場、型枠置場、及び駐車場が新たに必要となったとのことであります。譲受人は現在の資材置場では手狭であることから、事業所から南に100m弱、県道〇〇〇〇線に面した本申請地を計画地として選定し、取得する計画をたてたものであります。

本申請は〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡を、資材置場に転用することを目的として申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

以上2件、登記地目は、〇が〇筆、〇〇が〇筆、〇〇〇が〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、6月9日に農業委員、推進委員の4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

〇〇委員

はい、番号2の案件につきまして、同じく6月9日に農業委員、推進委員の4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないと言う

ことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上で本日の議案審議等については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。これで5月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時47分 終了